

国民年金の加入

Q. 会社を退職後、2か月後に再就職する予定です。それまでの間、国民年金に加入するのですか。

A はい、加入します。

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方は、厚生年金保険や共済組合に加入している方を除いて全て国民年金に加入することとなり、再就職までの2か月間は国民年金の第1号被保険者となりますので、退職後にお住まいの町役場等の国民年金担当窓口で加入の手続きを行ってください。

なお、60歳未満であっても、厚生年金保険の老齢年金や共済組合の退職年金をすでにもらっている場合には、加入する必要はありません。

国民年金の保険料

Q. 保険料を納めなかった期間がありますが、今から納めることができますか。

A 国民年金の保険料は、納付期限から2年以内であれば納めることができます。

納付期限から2年を過ぎると、時効により納めることができなくなります。

ただし、平成27年10月から平成30年9月までは、後納制度を利用して、『過去5年分』まで納めることができます。

- ・後納制度の一般的なお問い合わせは国民年金保険料専用ダイヤルへ
- ・自分の年金記録を確認するときは、まずはねんきんネットへ
- ・自分の年金記録について相談するときや後納制度を申し込むときは年金事務所へ

社会保険料の控除証明

Q. 控除証明書とは何ですか。

A 控除証明書は、平成29年中に納めていただいた国民年金保険料の納付額を証明する書類です。国民年金保険料について、年末調整・確定申告の際に「社会保険料控除」の適用を受ける場合には、この控除証明書や領収証書を申告書に添付すること等が義務付けられています。

(注) 平成29年10月3日から12月31日までの間に、平成29年中に初めて国民年金保険料を納付された方につきましては、平成30年2月上旬に控除証明書が送付される予定です。

Q. 控除証明書が届かない。

A 平成29年中（1月1日～10月2日）に国民年金保険料を納めているのに控除証明書が届かない方は、お近くの年金事務所または「ねんきん加入者ダイヤル」へお問い合わせください。（納付の状況を確認し、ご連絡をいただいてから、おおむね1週間程度で送付されます。）

なお、平成29年10月3日から12月31日までの間に、平成29年中に初めて国民年金保険料を納付された方につきましては、平成30年2月1日に控除証明書が送付される予定です。

Q. 控除証明書をなくしてしまったのですが再発行できますか。

A はい、再発行は可能です。紛失等により再発行が必要な際には、お近くの年金事務所または「ねんきん加入者ダイヤル」へお問い合わせください。

なお、再発行の手続きの際には、年金手帳など基礎年金番号が分かるものをお手元にご用意ください。

お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話：0162-32-1941

または役場保健福祉課 戸籍福祉グループ 電話：5-1115（内線166）